

改正案	現行	備考
<p>航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する 解説・実施要領</p> <p>令和7年<u>12月</u></p> <p>国土交通省航空局 交通管制部 管制技術課 航空灯火・電気技術室</p>	<p>航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する 解説・実施要領</p> <p>令和7年<u>5月</u></p> <p>国土交通省航空局 交通管制部 管制技術課 航空灯火・電気技術室</p>	<p>本文中の<u>赤字下線</u>が変更箇所になります。</p>

改正案				現行				備考
改正等一覧表				改正等一覧表				
追録番号	適用年月日	番 号	備 考	追録番号	適用年月日	番 号	備 考	
	平成15年12月25日	国空保第412号	制定		平成15年12月25日	国空保第412号	制定	
1	平成17年 8月17日	国空保第202号	一部改正	1	平成17年 8月17日	国空保第202号	一部改正	
2	平成18年 6月14日	国空保第 87号	一部改正	2	平成18年 6月14日	国空保第 87号	一部改正	
3	平成19年12月 5日	国空保第339号	一部改正	3	平成19年12月 5日	国空保第339号	一部改正	
4	平成20年10月30日	国空保第383号	一部改正	4	平成20年10月30日	国空保第383号	一部改正	
5	平成21年10月30日	国空保第389号	一部改正	5	平成21年10月30日	国空保第389号	一部改正	
6	平成23年 7月 1日	国空保第171号	一部改正	6	平成23年 7月 1日	国空保第171号	一部改正	
7	平成24年 4月 6日	国空交企第513号	一部改正	7	平成24年 4月 6日	国空交企第513号	一部改正	
8	平成25年 3月 4日	国空交企第593号	一部改正	8	平成25年 3月 4日	国空交企第593号	一部改正	
9	平成26年 1月17日	国空交企第489号	一部改正	9	平成26年 1月17日	国空交企第489号	一部改正	
10	平成27年 3月27日	国空交企第666号	一部修正	10	平成27年 3月27日	国空交企第666号	一部修正	
11	平成30年 3月27日	国空管技第702号	一部改正	11	平成30年 3月27日	国空管技第702号	一部改正	
12	令和 元年 8月13日	国空管技第168号	一部改正	12	令和 元年 8月13日	国空管技第168号	一部改正	
13	令和 3年 4月 1日	国空管技第889号	一部改正	13	令和 3年 4月 1日	国空管技第889号	一部改正	
14	令和 4年 3月31日	国空管技第770号	一部改正	14	令和 4年 3月31日	国空管技第770号	一部改正	

改正案					現行				備考
	15	令和 4年11月22日	国空管技476号	一部改正		15	令和 4年11月22日	国空管技476号	一部改正
	16	令和 5年12月27日	国空管技535号	一部改正		16	令和 5年12月27日	国空管技535号	一部改正
	17	令和 7年 3月31日	国空管技906号	一部改正		17	令和 7年 3月31日	国空管技906号	一部改正
	18	令和 7年 5月 1日	国空管技第60号	一部改正		18	令和 7年 5月 1日	国空管技第60号	一部改正
	19	令和 7年12月 1日	国空管技508号	一部改正					

### 航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する解説・実施要領

目 次  
(略)

#### 第1章 ~ 第3章

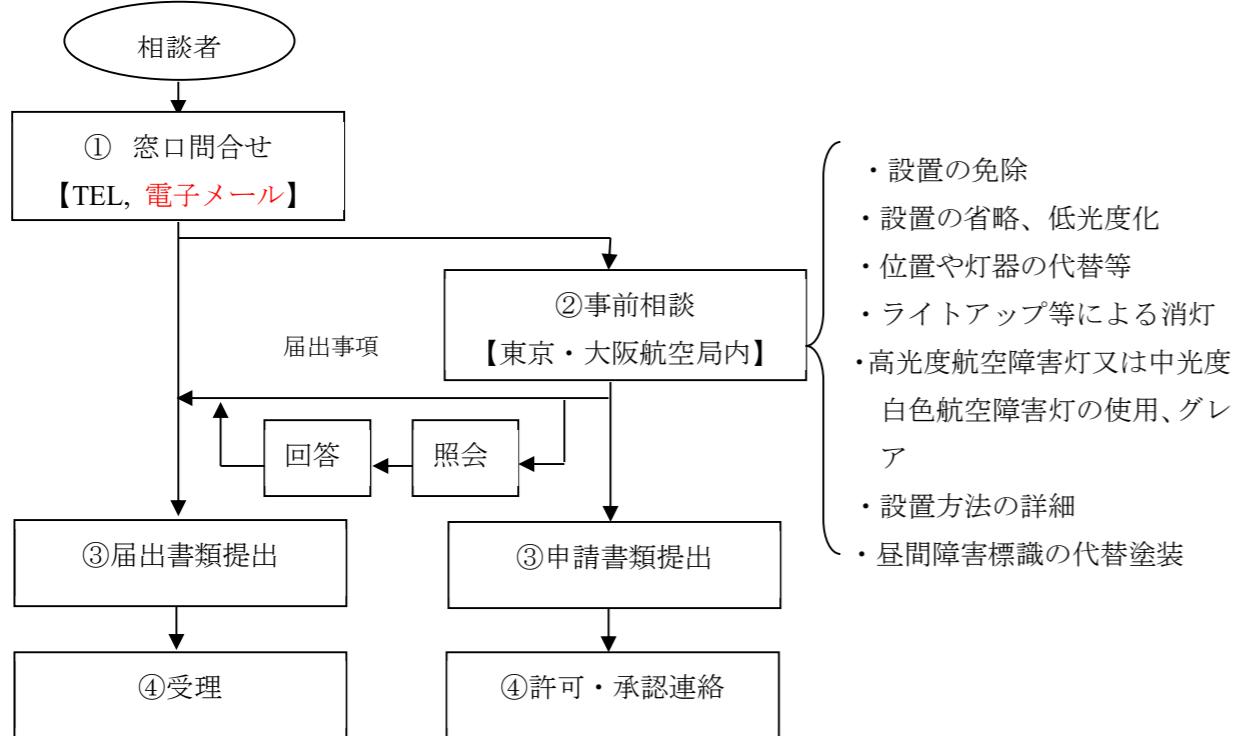
(略)

#### 第4章 必要となる手続き

航空障害灯／昼間障害標識の設置者に必要となる諸手続きの流れは以下のとおりとなっております。又、窓口は第9章のとおりです。

(1) ~ (3) (略)

(4) 手続きの流れ (図)



### 航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する解説・実施要領

目 次  
(略)

#### 第1章 ~ 第3章

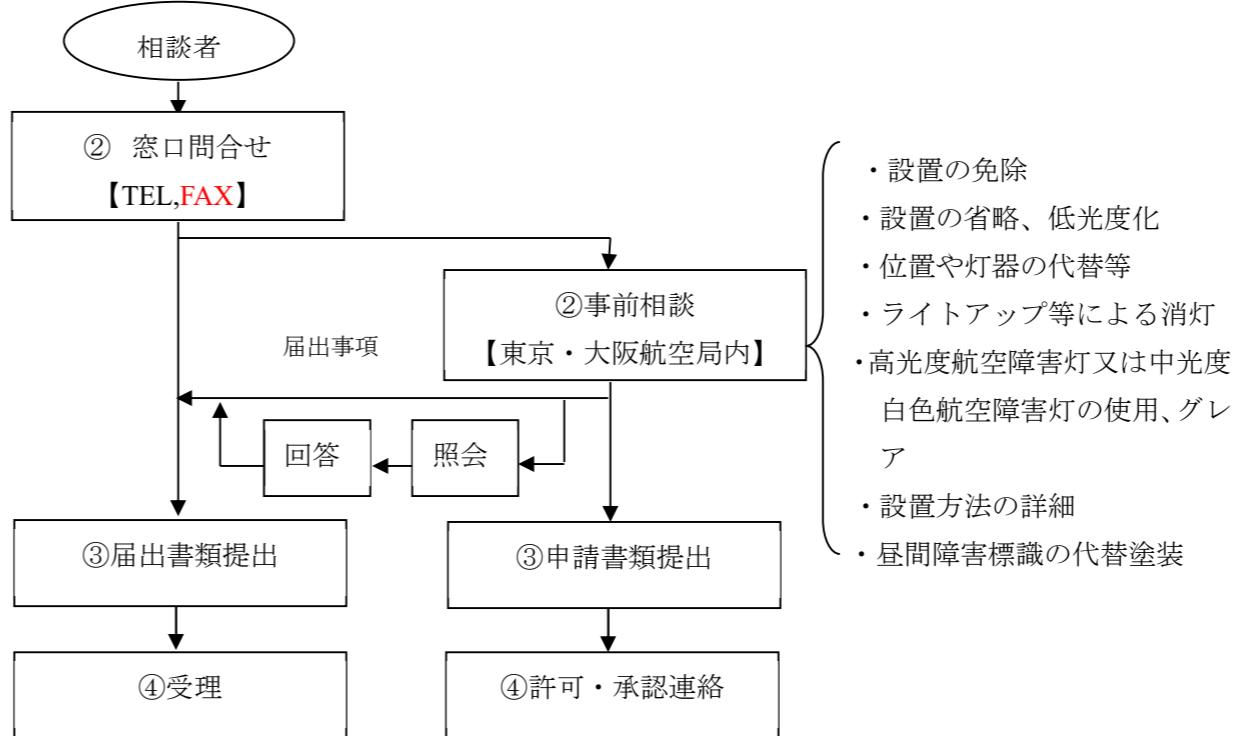
(略)

#### 第4章 必要となる手続き

航空障害灯／昼間障害標識の設置者に必要となる諸手続きの流れは以下のとおりとなっております。又、窓口は第9章のとおりです。

(1) ~ (3) (略)

(4) 手続きの流れ (図)



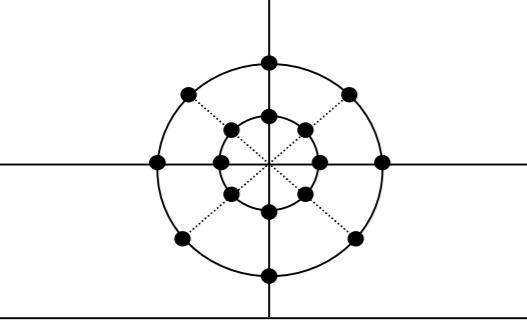
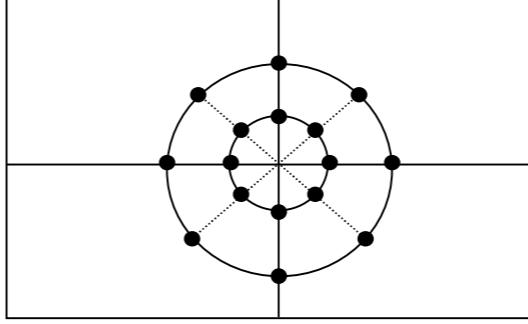
問合せ方法を「FAX」  
から「電子メール」に変更

改正案	現行	備考																																								
<p>注：事前相談に際しては、相談に来局される方を長くお待たせすることを避けるため、時間の予約を原則としておりますのでご了承ください。</p> <p>(5) (略)</p> <p><b>第5章 航空障害灯／昼間障害標識の種類、設置方法、省略等</b></p> <p>航空障害灯／昼間障害標識の種類、使用用途、設置位置、設置される各段の灯器数、設置時の仰角等は、次のとおりとなっています。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 昼間障害標識の設置方法</p> <p>昼間障害標識の設置の仕方は、物件種別により標示方法（塗色、旗、標示物）が異なります。また、対象物件の形状や立地状況（周辺物件との関係）等によって、これら標識の省略等が一部可能となります。その概要については、次のとおりとなっています。</p> <p>① 塗色</p> <p>対象物件の最上部から黄赤（10R 5/14）と白（N9.5）等の順に交互に帯状に塗色する必要があり、帯の幅は下表に示すように210m以下の高さの物件はその7分の1、それ以外の物件は物件の高さを奇数等分した値で、30mを超えて、かつ30mに最も近いものとします（図5-12）。</p> <p>なお、帯の幅の許容範囲は最長寸法を等分した帯の幅に対し±10%以内とすることが求められます。</p> <p>図5-12 塗色</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">&lt;表5-9：塗色する帯の幅&gt;</th> </tr> <tr> <th>最長寸法</th> <th>帶の幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 5mを超え 210m以下</td> <td>1/7</td> </tr> <tr> <td>210mを超え 270m以下</td> <td>1/9</td> </tr> <tr> <td>270mを超え 330m以下</td> <td>1/11</td> </tr> <tr> <td>330mを超え 390m以下</td> <td>1/13</td> </tr> <tr> <td>390mを超え 450m以下</td> <td>1/15</td> </tr> <tr> <td>450mを超え 510m以下</td> <td>1/17</td> </tr> <tr> <td>510mを超え 570m以下</td> <td>1/19</td> </tr> <tr> <td>570mを超え 630m以下</td> <td>1/21</td> </tr> </tbody> </table> <p>② ~ ③ (略)</p> <p>(4) ~ (6) (略)</p> <p><b>第6章 ~ 第8章</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第9章 窓口</b></p>	<表5-9：塗色する帯の幅>		最長寸法	帶の幅	1. 5mを超え 210m以下	1/7	210mを超え 270m以下	1/9	270mを超え 330m以下	1/11	330mを超え 390m以下	1/13	390mを超え 450m以下	1/15	450mを超え 510m以下	1/17	510mを超え 570m以下	1/19	570mを超え 630m以下	1/21	<p>注：事前相談に際しては、相談に来局される方を長くお待たせすることを避けるため、時間の予約を原則としておりますのでご了承ください。</p> <p>(5) (略)</p> <p><b>第5章 航空障害灯／昼間障害標識の種類、設置方法、省略等</b></p> <p>航空障害灯／昼間障害標識の種類、使用用途、設置位置、設置される各段の灯器数、設置時の仰角等は、次のとおりとなっています。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 昼間障害標識の設置方法</p> <p>昼間障害標識の設置の仕方は、物件種別により標示方法（塗色、旗、標示物）が異なります。また、対象物件の形状や立地状況（周辺物件との関係）等によって、これら標識の省略等が一部可能となります。その概要については、次のとおりとなっています。</p> <p>① 塗色</p> <p>対象物件の最上部から黄赤（10R 5/14）と白（N9.5）等の順に交互に帯状に塗色する必要があり、帯の幅は下表に示すように210m以下の高さの物件はその7分の1、それ以外の物件は物件の高さを奇数等分した値で、30mを超えて、かつ30mに最も近いものとします（図5-12）。</p> <p>なお、帯の幅の許容範囲は最長寸法を等分した帯の幅に対し±10%以内とすることが求められます。</p> <p>図5-12 塗色</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">&lt;表5-9：塗色する帯の幅&gt;</th> </tr> <tr> <th>最長寸法</th> <th>帶の幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10. 5mを超え 210m以下</td> <td>1/7</td> </tr> <tr> <td>210mを超え 270m以下</td> <td>1/9</td> </tr> <tr> <td>270mを超え 330m以下</td> <td>1/11</td> </tr> <tr> <td>330mを超え 390m以下</td> <td>1/13</td> </tr> <tr> <td>390mを超え 450m以下</td> <td>1/15</td> </tr> <tr> <td>450mを超え 510m以下</td> <td>1/17</td> </tr> <tr> <td>510mを超え 570m以下</td> <td>1/19</td> </tr> <tr> <td>570mを超え 630m以下</td> <td>1/21</td> </tr> </tbody> </table> <p>② ~ ③ (略)</p> <p>(4) ~ (6) (略)</p> <p><b>第6章 ~ 第8章</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第9章 窓口</b></p>	<表5-9：塗色する帯の幅>		最長寸法	帶の幅	10. 5mを超え 210m以下	1/7	210mを超え 270m以下	1/9	270mを超え 330m以下	1/11	330mを超え 390m以下	1/13	390mを超え 450m以下	1/15	450mを超え 510m以下	1/17	510mを超え 570m以下	1/19	570mを超え 630m以下	1/21	誤記修正
<表5-9：塗色する帯の幅>																																										
最長寸法	帶の幅																																									
1. 5mを超え 210m以下	1/7																																									
210mを超え 270m以下	1/9																																									
270mを超え 330m以下	1/11																																									
330mを超え 390m以下	1/13																																									
390mを超え 450m以下	1/15																																									
450mを超え 510m以下	1/17																																									
510mを超え 570m以下	1/19																																									
570mを超え 630m以下	1/21																																									
<表5-9：塗色する帯の幅>																																										
最長寸法	帶の幅																																									
10. 5mを超え 210m以下	1/7																																									
210mを超え 270m以下	1/9																																									
270mを超え 330m以下	1/11																																									
330mを超え 390m以下	1/13																																									
390mを超え 450m以下	1/15																																									
450mを超え 510m以下	1/17																																									
510mを超え 570m以下	1/19																																									
570mを超え 630m以下	1/21																																									

改正案	現行	備考
<p>(1) 航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する連絡・相談窓口 航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する連絡・相談は、以下の窓口へご連絡ください。</p> <p>○東京航空局保安部航空灯火・電気技術課</p> <p>【静岡県－長野県－新潟県以東の物件（ただし、空港等周辺を除く）】</p> <p>TEL 03-5275-9296  <a href="#">電子メールアドレス cab-ml.obl.eastjapan●gxb.mlit.go.jp（注）</a>  <a href="#">URL https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/aerial_beacon/01.html</a>  受付時間 09:30～12:00、13:00～17:00（休日を除く月曜日から金曜日）</p>	<p>(1) 航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する連絡・相談窓口 航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する連絡・相談は、以下の窓口へご連絡ください。</p> <p>○東京航空局保安部航空灯火・電気技術課</p> <p>【静岡県－長野県－新潟県以東の物件（ただし、空港等周辺を除く）】</p> <p>TEL 03-5275-9296  <a href="#">FAX 03-3221-6235</a>  <a href="#">URL http://www.cab.mlit.go.jp/tcab/</a>  受付時間 09:30～12:00、13:00～17:00（休日を除く月曜日から金曜日）</p>	連絡・相談方法を「FAX」から「電子メール」に変更
<p>○大阪航空局保安部航空灯火・電気技術課</p> <p>【愛知県－岐阜県－富山県以西の物件（ただし、空港等周辺を除く）】</p> <p>TEL 06-6937-2766  <a href="#">電子メールアドレス cab-ml.obl.westjapan●gxb.mlit.go.jp（注）</a>  <a href="#">URL https://www.cab.mlit.go.jp/wcab/measure/sign.html</a>  受付時間 09:00～12:00、13:00～17:00（休日を除く月曜日から金曜日）</p>	<p>○大阪航空局保安部航空灯火・電気技術課</p> <p>【愛知県－岐阜県－富山県以西の物件（ただし、空港等周辺を除く）】</p> <p>TEL 06-6937-2766  <a href="#">FAX 06-6937-2789</a>  <a href="#">URL https://www.cab.mlit.go.jp/wcab</a>  受付時間 09:00～12:00、13:00～17:00（休日を除く月曜日から金曜日）</p>	連絡・相談方法を「FAX」から「電子メール」に変更
<p><u>注：電子メールによる連絡・相談を行う場合には下記の点に留意願います。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) <u>迷惑メール等防止のため、アドレス中の「@」を「●」としています。電子メールを送信する際には、「@」（半角）に置き換えてください。</u></li> <li>2) <u>メールシステムの設定又は運用ルール（セキュリティポリシー等）によっては、当局に電子メールが到達するまでに時間を要する又は届かない場合があります。詳細は上記ウェブサイトをご確認ください。</u></li> </ol>	<p><u>（新規）</u></p>	電子メールによる連絡・相談を行う場合の留意点を追記
<p>(2)～(3) (略)</p> <p><b>第10章 付録</b></p> <p>(略)</p> <p><b>付録1</b>～<b>付録13</b> (略)</p> <p><b>付録14</b></p> <p>航空障害灯及び昼間障害標識の設置について（届出）等の記入要領</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 文書番号は、届出書の発簡文書番号を記入する。（ない場合は不要）</li> <li>2. 日付は、届出時に記入する。</li> <li>3. 設置者は、物件の財産管理責任者以上の者とする。</li> <li>4. 航空障害灯又は昼間障害標識のみの設置（届出）の場合は、該当しない項目を削除する。</li> <li>5. 航空障害物件</li> </ol>	<p>(2)～(3) (略)</p> <p><b>第10章 付録</b></p> <p>(略)</p> <p><b>付録1</b>～<b>付録13</b> (略)</p> <p><b>付録14</b></p> <p>航空障害灯及び昼間障害標識の設置について（届出）等の記入要領</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 文書番号は、届出書の発簡文書番号を記入する。（ない場合は不要）</li> <li>2. 日付は、届出時に記入する。</li> <li>3. 設置者は、物件の財産管理責任者以上の者とする。</li> <li>4. 航空障害灯又は昼間障害標識のみの設置（届出）の場合は、該当しない項目を削除する。</li> <li>5. 航空障害物件</li> </ol>	

改正案	現行	備考
<p>① 物件No.は、届出物件が複数ある場合に物件ごとに一連番号を記入する。</p> <p>② 物件は、物件の名称を記入する。 例 ○○ビル ○○工場 ○○用煙突 架空線 送電鉄塔</p> <p>③ 固有No.は、送電線路等の場合に送電鉄塔ごとに付されている一連の固有番号を記入する。 固有番号が付されない場合は、当該欄を削除する。</p> <p>④ 地上高は、地表又は水面（作業船等の場合は、設置する物件所在位置の平均水位又は設置する水域の最も近い基準点）より物件の最頂部（避雷針等も含む）までの高さとし、単位は「m（メートル）」とともに、小数点第1位まで記入（小数点第2位を四捨五入）する。航空障害物件が架空線の場合は、その径間の中で地上高の一番高い位置の値を記入する。</p> <p>⑤ 海拔高は、東京湾の平均海面からの高さを、小数点第1位まで記入（小数点第2位を四捨五入）する。但し、東京湾の平均海面が適用できない地域においては、その地域での平均海面とする。航空障害物件が架空線の場合は、地上高の欄で記載した高さと同じ位置での海拔高を記入する。</p> <p>⑥ 所在地は、物件の所在地を都道府県から記入する。架空線の場合は、支持物件の所在地を記入する。</p> <p>⑦ 位置は、<u>北緯、東経とも国土地理院発行の最新の地図</u>より読み取り、秒単位まで記入（小数点第1位を四捨五入）する。秒単位以下は小数点第1位を四捨五入する。架空線の場合は、支持物件の北緯、東経を記入する。</p> <p><u>（図削る）</u></p>	<p>① 物件No.は、届出物件が複数ある場合に物件ごとに一連番号を記入する。</p> <p>② 物件は、物件の名称を記入する。 例 ○○ビル ○○工場 ○○用煙突 架空線 送電鉄塔</p> <p>③ 固有No.は、送電線路等の場合に送電鉄塔ごとに付されている一連の固有番号を記入する。 固有番号が付されない場合は、当該欄を削除する。</p> <p>④ 地上高は、地表又は水面（作業船等の場合は、設置する物件所在位置の平均水位又は設置する水域の最も近い基準点）より物件の最頂部（避雷針等も含む）までの高さとし、単位は「m（メートル）」とともに、小数点第1位まで記入（小数点第2位を四捨五入）する。航空障害物件が架空線の場合は、その径間の中で地上高の一番高い位置の値を記入する。</p> <p>⑤ 海拔高は、東京湾の平均海面からの高さを、小数点第1位まで記入（小数点第2位を四捨五入）する。但し、東京湾の平均海面が適用できない地域においては、その地域での平均海面とする。航空障害物件が架空線の場合は、地上高の欄で記載した高さと同じ位置での海拔高を記入する。</p> <p>⑥ 所在地は、物件の所在地を都道府県から記入する。架空線の場合は、支持物件の所在地を記入する。</p> <p>⑦ 位置は、<u>世界測地系</u> 北緯、東経とも国土地理院発行の1/2万5千又は1/5万の地図より読み取り、秒単位まで記入（小数点第1位を四捨五入）する。秒単位以下は小数点第1位を四捨五入する。架空線の場合は、支持物件の北緯、東経を記入する。</p>	国土地理院地図電子版での読み取りに対応するための修正。
<p>6. 航空障害灯</p> <p>① 航空障害灯を設置免除許可により設置しない場合は、備考欄に設置しないことの許可済み（許可番号）と記入する。</p> <p>② 物件No.は、航空障害灯を設置した物件が複数ある場合は、1.（航空障害物件）の物件No.に対応させて記入する。</p> <p>③ 航空障害灯の種類は、例のように記入する。 例 OM-3A OM-3B OM-3C OM-7LA OM-7LB OM-7LC OM-6 OM-7 FX-7S-20K (360° タイプ・120° タイプ) FX-7-20K (360° タイプ・120° タイプ)</p>	<p>6. 航空障害灯</p> <p>① 航空障害灯を設置免除許可により設置しない場合は、備考欄に設置しないことの許可済み（許可番号）と記入する。</p> <p>② 物件No.は、航空障害灯を設置した物件が複数ある場合は、1.（航空障害物件）の物件No.に対応させて記入する。</p> <p>③ 航空障害灯の種類は、例のように記入する。 例 OM-3A OM-3B OM-3C OM-7LA OM-7LB OM-7LC OM-6 OM-7 FX-7S-20K (360° タイプ・120° タイプ) FX-7-20K (360° タイプ・120° タイプ)</p>	

改正案	現行	備考
<p>FX-7S-200K FX-7-200K</p> <p>④ 設置灯数は、航空障害灯の設置個数を設置位置（地上高又は水面高）ごと記入する。</p> <p>⑤ 設置位置は、航空障害灯の設置位置（地上高又は水面高）を、小数点第2位を四捨五入し小数点第1位まで記入する。</p> <p>⑥ 灯器製作所名は、航空障害灯の灯器メーカー名を記入する。</p> <p>⑦ 備考欄は、航空障害灯の「不動光」、「明滅光」、「閃光」を記入する。</p> <p>7. 昼間障害標識</p> <p>① 昼間障害標識を設置しないことが認められた場合は、備考欄に設置しないことの承認済み（承認番号）と記入する。</p> <p>② 物件No.は、昼間障害標識を設置した物件が複数ある場合は、1.(航空障害物件)の物件No.に対応させて記入する。</p> <p>③ 塗色</p> <p>③-1 等分は、帯状に塗色した値を記入する。 例 7等分 9等分 11等分 13等分</p> <p>③-2 施工場所は、昼間障害標識として塗色した範囲を記入する。 例 地上10mから頂上まで</p> <p>③-3 JIS W8301に規定する赤、黄赤、白の欄は、塗色されている色の該当欄に○印を記入する。</p> <p>④ 球形標示は、架空線等に標示物が設置されている場合に記入する。球形標示がない場合は、当該欄を削除する。</p> <p>⑤ 架空線の支持物件に高光度白色閃光灯（高光度航空障害灯と同等の性能を有する閃光灯）又は中光度白色閃光灯（中光度白色航空障害灯と同等の性能を有する閃光灯）を設置する場合は、灯器型式、設置灯数、設置位置（地上高）、灯器製作所名、配光種類等を記入する。</p> <p>8. 備 考</p> <p>① 設置期日は、仮設物の場合、設置期間を記入する。</p> <p>② 管理者は、役職名、住所、電話を記入する。氏名は記入しないこと。 例 東京都千代田区霞が関2-1-3 東京航空（株）霞が関支店 管理課長 TEL 03-1234-1111（代）</p> <p>③ その他の記事は、空港の制限表面を突出又は著しく近接する物件及び航空障害灯の免除関係等を記入する。また、架空線の支持物件に設置した航空障害灯を夜間において点灯を継続しない場合は、その旨を記載する。</p> <p>9. 添付書類</p> <p>① 航空障害物件位置を記入した図面（国土地理院発行の地図に物件位置を記入する。地図については、測量法第29条の規定により「特定の者へ提供するための複製」として取り扱われます。）</p> <p>② 空港近接物件については空港の水平表面等の制限範囲を記載する。</p> <p>③ 航空障害灯設置概略図面（灯器型式、取付高さ、設置個数を立面図等に記入する。）</p>	<p>FX-7S-200K FX-7-200K</p> <p>④ 設置灯数は、航空障害灯の設置個数を設置位置（地上高又は水面高）ごと記入する。</p> <p>⑤ 設置位置は、航空障害灯の設置位置（地上高又は水面高）を、小数点第2位を四捨五入し小数点第1位まで記入する。</p> <p>⑥ 灯器製作所名は、航空障害灯の灯器メーカー名を記入する。</p> <p>⑦ 備考欄は、航空障害灯の「不動光」、「明滅光」、「閃光」を記入する。</p> <p>7. 昼間障害標識</p> <p>① 昼間障害標識を設置しないことが認められた場合は、備考欄に設置しないことの承認済み（承認番号）と記入する。</p> <p>② 物件No.は、昼間障害標識を設置した物件が複数ある場合は、1.(航空障害物件)の物件No.に対応させて記入する。</p> <p>③ 塗色</p> <p>③-1 等分は、帯状に塗色した値を記入する。 例 7等分 9等分 11等分 13等分</p> <p>③-2 施工場所は、昼間障害標識として塗色した範囲を記入する。 例 地上10mから頂上まで</p> <p>③-3 JIS W8301に規定する赤、黄赤、白の欄は、塗色されている色の該当欄に○印を記入する。</p> <p>④ 球形標示は、架空線等に標示物が設置されている場合に記入する。球形標示がない場合は、当該欄を削除する。</p> <p>⑤ 架空線の支持物件に高光度白色閃光灯（高光度航空障害灯と同等の性能を有する閃光灯）又は中光度白色閃光灯（中光度白色航空障害灯と同等の性能を有する閃光灯）を設置する場合は、灯器型式、設置灯数、設置位置（地上高）、灯器製作所名、配光種類等を記入する。</p> <p>8. 備 考</p> <p>① 設置期日は、仮設物の場合、設置期間を記入する。</p> <p>② 管理者は、役職名、住所、電話を記入する。氏名は記入しないこと。 例 東京都千代田区霞が関2-1-3 東京航空（株）霞が関支店 管理課長 TEL 03-1234-1111（代）</p> <p>③ その他の記事は、空港の制限表面を突出又は著しく近接する物件及び航空障害灯の免除関係等を記入する。また、架空線の支持物件に設置した航空障害灯を夜間において点灯を継続しない場合は、その旨を記載する。</p> <p>9. 添付書類</p> <p>① 航空障害物件位置を記入した図面（国土地理院発行の地図に物件位置を記入する。地図については、測量法第29条の規定により「特定の者へ提供するための複製」として取り扱われます。）</p> <p>② 空港近接物件については空港の水平表面等の制限範囲を記載する。</p> <p>③ 航空障害灯設置概略図面（灯器型式、取付高さ、設置個数を立面図等に記入する。）</p>	

改正案	現行	備考
<p>④ 昼間障害標識設置概略図面（色別、帯幅を立面図等に記入し、<u>塗色部は赤・黄赤等に着色する。</u>）</p> <p>⑤ 空港の制限表面を突出又は著しく近接する物件は、その高さ等の位置関係を示す図面を添付する。</p> <p>⑥ 高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯のグレア検討書は、物件の周辺状況、視認位置一覧表、視認位置抽出理由、角膜照度計算結果及び検討結果とする。</p>  <p>●：グレア検討ポイント 高光度航空障害灯は、1 kmごとに 5 kmまで、中光度白色航空障害灯は、 1 kmと2 kmの各ポイント (上記ポイントに加え主な建物)</p>	<p>④ 昼間障害標識設置概略図面（色別、帯幅を立面図等に記入し、<u>赤色鉛筆等で色塗する。</u>）</p> <p>⑤ 空港の制限表面を突出又は著しく近接する物件は、その高さ等の位置関係を示す図面を添付する。</p> <p>⑥ 高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯のグレア検討書は、物件の周辺状況、視認位置一覧表、視認位置抽出理由、角膜照度計算結果及び検討結果とする。</p>  <p>●：グレア検討ポイント 高光度航空障害灯は、1 kmごとに 5 kmまで、中光度白色航空障害灯は、 1 kmと2 kmの各ポイント (上記ポイントに加え主な建物)</p>	電子メールによる照会が可能となったことによる所要の修正
(削る)	<u>10. 提出部数</u> <u>提出部数は1部とする。届出書はA-4版、添付書類は折り込みとし、届出書等の写しが必要な場合は控え(写し)と切手を貼付した返信用封筒を1部用意すること。</u>	電子メールによる提出方法の追加に合わせ、郵送に関する項目は「11. その他」に集約
<p>10. 提出先</p> <p>① 東京航空局 〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 東京航空局 保安部 航空灯火・電気技術課 TEL: 03-5275-9296 <u>電子メールアドレス : cab-ml.obl.eastjapan@gb.mlit.go.jp (注)</u></p> <p>② 大阪航空局 〒540-8559 大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎 大阪航空局 保安部 航空灯火・電気技術課 TEL: 06-6937-2766 <u>電子メールアドレス : cab-ml.obl.westjapan@gb.mlit.go.jp (注)</u></p> <p>届出書類作成にあたり不明の場合は、上記に照会願います。 なお、届出書は各管轄空港事務所を経由して提出することができます。</p> <p><u>注: 電子メールにより届出を提出する場合には下記の点に留意願います。</u></p> <p>1) <u>迷惑メール等防止のため、アドレス中の「@」を「●」としています。電子メールを送信する際には、「@」(半角)に置き換えてください。</u></p>	<p>11. 提出先</p> <p>① 東京航空局 〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 東京航空局 保安部 航空灯火・電気技術課 TEL: 03-5275-9296 (新規)</p> <p>② 大阪航空局 〒540-8559 大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎 大阪航空局 保安部 航空灯火・電気技術課 TEL: 06-6937-2766 (新規)</p> <p>届出書類作成にあたり不明の場合は、上記に照会願います。 なお、届出書は各管轄空港事務所を経由して提出することができます。</p> <p>(新規)</p>	電子メールによる提出方法に対応
		電子メールにより届出を提出する場合の留意点を追記

改正案	現行	備考
<p>2) メールシステムの設定又は運用ルール（セキュリティポリシー等）によっては、当局に電子メールが到達するまでに時間を要する又は届かない場合があります。詳細は下記ウェブサイトをご確認ください。</p> <p>東京航空局：<a href="https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/aerial_beacon/01.html">https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/aerial_beacon/01.html</a></p> <p>大阪航空局：<a href="https://www.cab.mlit.go.jp/wcab/measure/sign.html">https://www.cab.mlit.go.jp/wcab/measure/sign.html</a></p> <p>1 ①. その他</p> <p>① 郵送により届出を提出する場合は、部数は1部とします。届出書はA-4版、添付書類は折り込みとし、届出書等の写しが必要な場合は控え（写し）と切手を貼付した返信用封筒を1部用意してください。</p> <p>② 高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯の使用については、照会を頂いてから回答に最長で3ヶ月を要しますので事前にご相談ください。</p> <p>③ 高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯の設置照会等の当局からの回答が郵送により必要となる場合は、切手を貼付した返信用封筒を1部用意してください。</p> <p>④ 設置期限のある物件（仮設物件）のうち、係留気球については関係部署との調整及び管轄空港事務所でノータム処理を行う期間を必要としますので、事前にご相談ください。</p> <p>⑤ 記載事項の変更及び航空障害灯・昼間障害標識が撤去された場合は、すみやかに管轄空港事務所へご連絡ください。</p> <p>⑥ 届出書は、事前に上記提出先の担当者と電子メール又は郵送等にて確認することが出来ます。</p>	<p>1 ②. その他 (新規)</p> <p>① 高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯の使用については、照会を頂いてから回答に最長で3ヶ月を要しますので事前にご相談ください。</p> <p>② 高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯の設置照会等の当局からの回答が必要となる場合は、切手を貼付した返信用封筒を1部用意してください。</p> <p>③ 設置期限のある物件（仮設物件）のうち、係留気球については関係部署との調整及び管轄空港事務所でノータム処理を行う期間を必要としますので、事前にご相談ください</p> <p>④ 記載事項の変更及び航空障害灯・昼間障害標識が撤去された場合は、すみやかに管轄空港事務所へご連絡ください。</p> <p>⑤ 届出書は、事前に上記提出先の担当者とFAX又は郵送等にて確認することが出来ます。</p>	<p>「1 ①. 提出部数」の記載内容を「1 ②. その他」に移設</p> <p>電子メールによる照会が可能となったことによる所要の修正</p> <p>連絡・相談方法を「FAX」から「電子メール」に変更</p>

記入例 (略)

記入例 (略)